

資料 10

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害福祉サービス事業の人員等の基準を定めるに当たって参考等をすべき国の基準が改正され、指定複合型サービス事業者が障がい者に対し通いサービスを提供する場合の基準該当生活介護事業の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 指定複合型サービス事業所についても、指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準によるものとする。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準について、通いサービスを利用する者の上限を29人（現行 25人）に引き上げる。
- (3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用できる特例の適用期限を平成30年3月31日まで3年間延長する。
- (4) 現に提供されている共同生活援助を行う指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることとし、当該共同生活援助を行う事業所に関し必要な基準を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (生活介護の基準) | (生活介護の基準) |
| 第5条 略 | 第5条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。 | 3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行なう事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行なう事業所で同法第22条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。 | (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行なう事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスを含む。）の事業を行なう事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けるものであること。 |
| (3) • (4) 略 | (3) • (4) 略 |
| (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。 | (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。 |
| ア 通いサービス（事業所に通わせて行なうサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を29人以下とすること。 | ア 通いサービス（事業所に通わせて行なうサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を25人以下とすること。 |
| イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人數とすること。 | イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人數とすること。 |
| 25人以下 登録定員の2分の1以上15人以下 | 25人以下 登録定員の2分の1以上15人以下 |
| 26人又は27人 登録定員の2分の1以上16人以下 | 26人又は27人 登録定員の2分の1以上16人以下 |
| 28人 登録定員の2分の1以上17人以下 | 28人 登録定員の2分の1以上17人以下 |
| 29人 登録定員の2分の1以上18人以下 | 29人 登録定員の2分の1以上18人以下 |
| ウ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等（保健医療又は福祉に関する事業について3年 | ウ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等（保健医療又は福祉に関する事業について3年 |

(3) 原則として、2年を超えて入居させないことを。
 (4) 入居者が住宅又は共同生活援助を行う他の指定障害福祉サービス事業所（以下「住宅等」といふ。）において日常生活を営むことができるにについて定期的に検討するとともに、住宅等に移行できるよう適切な支援を行うこと。
 (5) 附属支援計画には、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動についても記載すること。
 (6) 入居者の地域への移行を推進するための関係者による協議会を設置し、定期的に状況を報告し、要望、明言等を聞くこと。
 (7) 法第89条の3第1項に規定する協議会その他のこれに準ずる機関に定期的に状況を報告し、助言等を求めるること。

別表第4（第6条関係）

| 区分 | 指定基準 | 指定基準 |
|-----|--|--|
| 従業者 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 |

別表第8（第10条関係）

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 | 指定基準 |
|----|---------------------|---------------------|---|
| 設備 | 1～6 略 7 就労継続支援A型 | 1～6 略 7 就労継続支援A型 | 1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するものについては10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1未満で、かつ、8人以下とすること。 |

別表第9（第11条関係）

| 区分 | 指定基準 | 指定基準 |
|-----|--|--|
| 従業者 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 |

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第4（第6条関係）

| 区分 | 指定基準 | 指定基準 |
|-----|--|--|
| 従業者 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 | 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるること。 |

別表第8（第10条関係）

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 | 指定基準 |
|----|---------------------|---|---|
| 設備 | 1～6 略 7 就労継続支援A型 | 1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するものについては10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1未満で、かつ、8人以下とすること。 | 1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するものについては10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1未満で、かつ、8人以下とすること。 |